

中部E S D拠点協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中部E S D拠点協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及び任務)

第2条 協議会の目的及び任務は、次のとおりとする。

- 一 愛知、岐阜、三重の3県を中心とした伊勢・三河湾に流れ込む河川流域圏（伊勢・三河湾流域圏）における、持続可能な発展のための教育（以下「E S D」という。）活動に関する情報の共有を行うこと。
- 二 協議会構成員間が連携し、協働してE S Dプロジェクトを推進すること。
- 三 世界各地のE S D地域拠点と連絡し、国際的な貢献を行うこと。

(会員)

第3条 協議会の会員は、本会の趣旨に賛同し、第7条第1項に規定する運営委員会の承認を得た教育機関、地方公共団体、国の機関、企業、各種団体、国際機関、市民団体等とする。

(代表)

第4条 協議会に拠点代表を置き、協議会総会において拠点代表を選出する。

(任期)

第5条 拠点代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 協議会は、年に1回総会を開くこととし、拠点代表が招集する。

2 協議会の議長は、拠点代表をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 協議会に、第2条に規定する協議会の目的及び任務を円滑に運営するため、中部E S D拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(モニタリング会議)

第8条 協議会に、中部E S D拠点における目標の達成状況及びE S Dプロジェクトの進捗状況を評価し運営委員会に助言するため、中部E S D拠点モニタリング会議を置く。

(事務局)

第9条 協議会及び運営委員会の主たる事務を処理するため、事務局を春日井市松本町中部大学内に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約は、協議会総会において、出席者の3分の2の同意を得て改正することができる。

(細則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、細則により定める。

附則

この規約は、平成20年1月14日から施行する。